

金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年7月11日

金沢市監査委員	加藤 弘行
金沢市監査委員	中村 哲郎
金沢市監査委員	高村 佳伸
金沢市監査委員	森 一敏

1 財政援助団体等監査

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 令和7年6月18日 |
| (2) 措置を講じた局等 | 福祉健康局障害福祉課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 令和6年12月11日（令和6年監査公表第15号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
【株式会社 エイム】 指定管理協定書に定められた事業報告書において、一部の事務処理に不備が見受けられたので、適正を期す必要がある。	指定管理協定書の規程事項を遵守し、正確な事業報告書を作成し、期限内に提出した。
【福祉健康局 障害福祉課】 団体の事業報告について、適切な指導監督を行う必要がある。	今後とも団体の事業報告について、適切な指導監督を行っていく。